

事務連絡

令和2年4月22日

令和2年8月20日

令和2年11月20日

一部改正 令和3年2月12日

一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会 会長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

一般乗用旅客自動車運送事業については、道路運送法第16条第1項の規定により、「天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない」とこととされています。一方、新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要的維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるような柔軟な運用が求められていることから、令和2年3月31日付自動車局旅客課長事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」に基づき、当局管内においても「やむを得ない事由」に該当するものとして、事業計画の変更を要しない休車の特例措置(以下「臨時休車」という。)を講じることについて令和2年4月22日付け事務連絡にて通知(同年8月20日付け、及び11月20日付け事務連絡で期限を延長)をしているところであるが、今般、臨時休車に係る期限を延長し、下記のとおり取り扱うこととするので、傘下会員へ周知方お願いします。

記

1. 対象となる事業

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定及び1人1車制個人タクシーを除く。)

2. 対象となる事業用自動車

臨時休車の適用を受けようとする事業者が保有しているすべての事業用自動車

### 3. 必要な手続き

臨時休車を実施する営業所の所在地を管轄する陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所に別添の休車リスト(以下「リスト」という。)を事前に提出すること(FAXによる提出も可能とする)。

### 4. 適用方法・注意事項等

- (1) 臨時休車は、次のいずれかによることとする。
  - ①道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を行うこと。
  - ②自動車検査証の有効期間が切れた状態で保有すること。
- (2) リストの提出により、道路運送法第5条第1項3号に定める事業計画(営業所ごとに配置する事業用自動車の数)に変更は生じない。また、運行管理者及び整備管理者については、引き続き事業計画に定める車両数に応じて必要となる人数を確保すること。
- (3) (1)②の車両については、他者への譲渡、他者の使用は認めず、提出事業者は、認可車庫にて引き続き車両管理を行うこと。
- (4) (1)②の車両については、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第19条の2に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」については、特例としてその措置を必ずしも求めるものではない(事業者の任意とする)。
- (5) 当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き(営業所廃止・減車・事業休廃止等)を行うこと。
- (6) リスト提出後、臨時休車車両の追加又は削除が生じる時は、全ての休車車両を記載した新たなりストを提出すること。
- (7) 臨時休車車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。
- (8) 臨時休車終了時には、事業者において車検切れ、自賠責保険未加入、任意保険未加入の車両がないように措置し、車両を通常使用すること。また、運輸規則第35条に基づき、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任すること。
- (9) 全ての臨時休車を終了する時又は適用期間経過時には、上記(8)の措置を実施し、その完了後リストを提出すること。
- (10)(1)①の車両については、期間終了後3ヶ月以内に登録を行わない場合は、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出(減車)(以下「減車届出」という。)がなされたものとする。また、(1)②の車両については、期間終了後1ヶ月以内に通常使用できるように措置することとし、措置を行わない車両は、減車届出を行うこと。

### 5. 本取扱いの適用期間

令和3年6月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ適用期間を伸長することがある。その場合、休車を継続する事業者によるリスト再提出は不要とする。

但し、定期点検の取り扱いについては6. (1)の通達による期間を適用することとする。

## 6. 附則

(1)「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」(令和2年4月2日付け府運監指第58号、府運陸交第164号、府運車安第181号)1. (1)によるリストの提出については、3. の手続きに代えることが出来る。